

町田市福祉のまちづくり総合推進条例

整備基準等マニュアル

— 道路・公園・公共交通施設・路外駐車場 —



町田市

2021年3月

町田市福祉のまちづくり総合推進条例 整備基準等マニュアル

－ 道路・公園・公共交通施設・路外駐車場 －

2023年 3月 追補版

目 次

新旧対照表

公園編

10 便所（トイレ）	31~40
------------	-------

公共交通施設編

10 便所（一般用トイレ）	33~40
11 便所（車椅子利用者用便房）	41~46

町田市福祉のまちづくり総合推進条例 整備基準等マニュアル 新旧対照表

公園編

10 便所（トイレ）

2023年3月 追補版	2016年3月版	備考
<p>●基本的考え方● P.31 略</p>	<p>●基本的考え方● P.31 略</p>	
<p>■整備基準（遵守基準） P.31 (1) 略 (2) (1)の便所のうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、次に掲げるものとする。こと。 ア 便所内に、次に掲げる構造の<u>車椅子使用者用便房</u>を1以上設けること。 (ア)～(オ) 略 (カ) <u>車椅子使用者用便房及び便所の出入口には、当該車椅子使用者用便房の設備及び機能</u>を表示すること。 (3) 略 (4) 略</p>	<p>■整備基準（遵守基準） P.31 (1) 略 (2) (1)の便所のうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、次に掲げるものとする。こと。 ア 便所内に、次に掲げる構造の<u>みんなのトイレ</u>を1以上設けること。 (ア)～(オ) 略 (カ) 出入口には、<u>全ての人が利用できる旨</u>を表示すること。 (3) 略 (4) 略</p>	
<p>■整備基準の解説 P.31 ◆全体 ●<u>車椅子使用者用便房又はオストメイト用汚物流し、ベビーチェア、ベビーベッドは、その設備を必要とする人が、それぞれ同時に便所を利用できるように、便所内に分散して配置するよう配慮する。</u> (1)イ 段差 ～表示 略 ◆<u>車椅子使用者用便房</u> ●<u>車椅子使用者用便房</u>は、異性介助を考慮して、男女共用のものを設置する。また、男女別に設置する場合は、異性介助の際に入りやすい位置(出入口近く)に設置する。 ●<u>車椅子使用者用便房</u>が、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず設置できない場合は、簡易型の便房(簡易型車椅子使用者用便房)にすることができる。 ●<u>車椅子使用者用便房</u>までの経路は〔2 園路〕に規定する園路の整備基準に適合させる。 ●<u>トイレの表示は、誰でも使用できるような「多機能」「多目的」等の名称ではなく、当該トイレの設備や機能をピクトグラム等のみで表示する。なお、トイレの場所等</u></p>	<p>■整備基準の解説 P.31 ◆全体 (1)イ 段差 ～表示 略 ◆<u>みんなのトイレ</u> ●<u>みんなのトイレ</u>は、異性介助を考慮して、男女共用のものを設置する。また、男女別に設置する場合は、異性介助の際に入りやすい位置(出入口近く)に設置する。 ●<u>みんなのトイレ</u>が、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず設置できない場合は、簡易型の便房(簡易型車椅子使用者用便房)にすることができる。 ●<u>みんなのトイレ</u>までの経路は〔2 園路〕に規定する園路の整備基準に適合させる。</p>	

2020年10月 追補版	2016年3月版	備考
<p><u>を表示する際に、名称がないと支障が生じる場合には、トイレの名称に加えてピクトグラム等を併せて表示する。</u></p> <p>以下、略</p>	<p>以下、略</p>	
<p>■望ましい整備 P.33</p> <p>◆全体 有効幅 ～ 水洗器具 略</p> <p>表示 ◎略 ◎便所の出入口や、<u>車椅子使用者用便房</u>の扉は、弱視者が視認しやすいように、コントラストをはっきりさせる、認識しやすい色を用いるなど配慮する。</p> <p>◆<u>車椅子使用者用便房</u> 配置 ◎略 ◎便所内に<u>車椅子使用者用便房</u>を複数設ける場合には、便器へのアプローチ方向が右からのものと左からのものの両方が設置されるようにする。 ◎公園内に複数の便所を設ける場合、全てに<u>車椅子使用者用便房</u>を設置する。 ◎男女共用の<u>車椅子使用者用便房</u>を設置した上で、簡易型車椅子使用者用便房を男女別に設置する。 ◎略</p> <p>設備機器 略</p> <p>◆一般便所 略</p>	<p>■望ましい整備 P.33</p> <p>◆全体 有効幅 ～ 水洗器具 略</p> <p>表示 ◎略 ◎便所の出入口や、<u>みんなのトイレ</u>の扉は、弱視者が視認しやすいように、コントラストをはっきりさせる、認識しやすい色を用いるなど配慮する。</p> <p>◆<u>みんなのトイレ</u> 配置 ◎略 ◎便所内に<u>みんなのトイレ</u>を複数設ける場合には、便器へのアプローチ方向が右からのものと左からのものの両方が設置されるようにする。 ◎公園内に複数の便所を設ける場合、全てに<u>みんなのトイレ</u>を設置する。 ◎男女共用の<u>みんなのトイレ</u>を設置した上で、簡易型車椅子使用者用便房を男女別に設置する。 ◎略</p> <p>設備機器 略</p> <p>◆一般便所 略</p>	
<p>【共通】 ・<u>車椅子使用者用便房</u></p> <p>【図 10.1】 ■<u>便所及び便房設備の標示例</u> ・<u>トイレのピクトグラムは、施設間で異なることにより、利用者が混乱しないように、JIS規格で定められたものとする。</u> ・<u>設備や機能の名称を併記する場合でも、できる限り JIS 規格等で統一を図ることが重要である。</u></p> <p><u>車椅子使用者対応</u></p>	<p>【共通】 ・<u>みんなのトイレ</u></p> <p>【図 10.1】 ■<u>便所及び便房設備の標示例</u> ・<u>トイレのピクトグラムは、施設間で異なることにより、利用者が混乱しないように、JIS規格で定められたものとする。</u> ・<u>設備や機能の名称を併記する場合でも、できる限り JIS 規格等で統一を図ることが重要である。</u></p> <p><u>障害がある人が使える設備</u></p>	

2020年10月 追補版	2016年3月版	備考
<p>【図 10.2】 ●表示 <u>車椅子使用者用便房及び便所の出入口には、当該車椅子使用者用便房の設備及び機能を表示する</u></p> <p>【図 10.3】 略</p> <p>【図 10.4】 ●表示 <u>車椅子使用者用便房及び便所の出入口には、当該車椅子使用者用便房の設備及び機能を表示する</u></p> <p>【図 10.5】～【図 10.13】 略</p>	<p>【図 10.2】 ●表示 <u>みんなのトイレ（車椅子使用者用便房）の入口付近には、全ての人ができる旨を表示する</u></p> <p>【図 10.3】 略</p> <p>【図 10.4】 ●表示 <u>みんなのトイレ（車椅子使用者用便房）の入口付近には、全ての人ができる旨を表示する</u></p> <p>【図 10.5】～【図 10.13】 略</p>	

町田市福祉のまちづくり総合推進条例 整備基準等マニュアル 新旧対照表

公共交通施設編

10 便所（一般用トイレ）

2023年3月 追補版	2016年3月版	備考
<p>●基本的考え方● P.33 略</p>	<p>●基本的考え方● P.33 略</p>	
<p>■整備基準（遵守基準） P.33 不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合は、次に定める構造とすること。 (1) ～ (6) 略 (7) 便所内に、高齢者、障がい者をはじめとする全ての人が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を1以上設けること。ただし、<u>車椅子使用者用便房</u>に設置してある場合は、この限りでない。 (8) ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を1以上設けること。ただし、<u>車椅子使用者用便房</u>に設置してある場合は、この限りでない。 (9) ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備を1以上設けること。ただし、<u>車椅子使用者用便房</u>に設置してある場合は、この限りでない。 (10) 略</p>	<p>■整備基準（遵守基準） P.33 不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合は、次に定める構造とすること。 (1) ～ (6) 略 (7) 便所内に、高齢者、障がい者をはじめとする全ての人が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を1以上設けること。ただし、<u>みんなのトイレ</u>に設置してある場合は、この限りでない。 (8) ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を1以上設けること。ただし、<u>みんなのトイレ</u>に設置してある場合は、この限りでない。 (9) ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備を1以上設けること。ただし、<u>みんなのトイレ</u>に設置してある場合は、この限りでない。 (10) 略</p>	
<p>■整備基準（遵守基準）の解説 P.34 (1) 案内表示 ～ (4) 大便器 略</p> <p>(7) 水洗器具 ●水洗器具とはオストメイト（人工肛門、人工膀胱保持者）の利用に配慮して、パウチ（排泄物をためておく袋）や汚れた物、しびん等を洗浄するための汚物流し（洗浄装置、水栓を含む）をいう。便所（一般用トイレ）に配置することを第一とするが、<u>車椅子使用者用便房</u>に設置してある場合は、この限りでない。</p> <p>(8) ベビーチェア ●便所（一般用トイレ）に設置する場合は、男女別にそれぞれ1以上設ける。便所（一般用トイレ）に配置することを第一とするが、<u>車椅子使用者用便房</u>に設置してある場合は、この限りでない。</p> <p>(9) ベビーベッド ●便所（一般用トイレ）に設置する場合は、男女別にそれぞれ1以上設ける。便所（一</p>	<p>■整備基準（遵守基準）の解説 P.33 (1) 案内表示 ～ (4) 大便器 略</p> <p>(7) 水洗器具 ●水洗器具とはオストメイト（人工肛門、人工膀胱保持者）の利用に配慮して、パウチ（排泄物をためておく袋）や汚れた物、しびん等を洗浄するための汚物流し（洗浄装置、水栓を含む）をいう。便所（一般用トイレ）に配置することを第一とするが、<u>みんなのトイレ</u>に設置してある場合は、この限りでない。</p> <p>(8) ベビーチェア ●便所（一般用トイレ）に設置する場合は、男女別にそれぞれ1以上設ける。便所（一般用トイレ）に配置することを第一とするが、<u>みんなのトイレ</u>に設置してある場合は、この限りでない。</p> <p>(9) ベビーベッド ●便所（一般用トイレ）に設置する場合は、男女別にそれぞれ1以上設ける。便所（一</p>	

2023年3月 追補版	2016年3月版	備考
<p>一般トイレ)に配置することを第一とするが、乳幼児のおむつ交換ができる設備を車椅子使用者用便房に設置してある場合は、この限りでない。</p> <p>(10) 表示 ●トイレの表示は、誰でも使用できるような「多機能」「多目的」等の名称ではなく、当該トイレの設備や機能をピクトグラム等のみで表示する。</p> <p>その他の注意事項 略</p>	<p>一般トイレ)に配置することを第一とするが、乳幼児のおむつ交換ができる設備をみんなのトイレに設置してある場合は、この限りでない。</p> <p>その他の注意事項 略</p>	
<p>■望ましい整備 P.35 手すり ◎略</p> <p>水洗器具 ◎略 ◎略 ◎ (7)、(8)、(9)の設備を、便所(一般用トイレ)と車椅子使用者用便房に複数設置する場合は、便房内の設備やレイアウトを変え、できるだけ多くの人が利用可能となるように配慮する。</p> <p>簡易型車椅子使用者用便房 ◎小型の手動車椅子使用者が利用できる便房(簡易型車椅子使用者用便房)を1以上(男子用及び女子用の区別がある場合は、それぞれ1以上)設ける。また、簡易型車椅子使用者用便房は次に定める構造とする。 ・簡易型車椅子使用者用便房に至る経路も移動等円滑化経路とする。 ・便房の大きさは、正面から入る場合は、130cm×200cm以上のスペースと出入口の有効幅85cm以上とし、側面から入る場合は、150cm×180cm以上のスペースと出入口の有効幅85cm以上の確保をする。 ・(7)、(8)の設備のいずれかの設備を設置し、車椅子使用者用便房の機能の分散化を行う。</p> <p>便房の機能分散 ◎車椅子使用者用便房や簡易型車椅子使用者用便房の整備のほか、更なる機能分散を図る観点から、水洗器具やベビーチェア</p>	<p>■望ましい整備 P.34 手すり ◎略</p> <p>水洗器具 ◎略 ◎略 ◎ (7)、(8)、(9)の設備を、便所(一般用トイレ)とみんなのトイレに複数設置する場合は、便房内の設備やレイアウトを変え、できるだけ多くの人が利用可能となるように配慮する。</p> <p>簡易型車椅子使用者用便房 ◎小型の手動車椅子使用者が利用できる便房(簡易型車椅子使用者用便房)を1以上(男子用及び女子用の区別がある場合は、それぞれ1以上)設ける。また、簡易型車椅子使用者用便房は次に定める構造とする。 ・簡易型車椅子使用者用便房に至る経路も移動等円滑化経路とする。 ・便房の大きさは、正面から入る場合は、130cm×200cm以上のスペースと出入口の有効幅85cm以上とし、側面から入る場合は、150cm×180cm以上のスペースと出入口の有効幅85cm以上の確保をする。 ・(7)、(8)の設備のいずれかの設備を設置し、みんなのトイレの機能の分散化を行う。</p> <p>便房の多機能化 ◎みんなのトイレや簡易型車椅子使用者用便房の整備のほか、更なる機能分散を図る観点から、水洗器具やベビーチェア等</p>	

2023年3月 追補版	2016年3月版	備考
<p>ア等の機能を備えた便房を設置する。</p> <p>その他の注意事項</p> <p>◎略 ◎略 ◎略 ◎略 ◎略◎駅等のように、高齢者、障がい者等の利用が多く見込まれる施設（建物）では、<u>車椅子使用者用便房</u>の利用頻度が高い。したがって、一般用便所に腰掛便器、若干広めの便房、便房内の手すりや、入りやすいドア形式等の要件を備えた便房を整備することにより、一般便房の利用が困難な高齢者、障がい者の円滑なトイレ利用を図ることができる。</p>	<p>の機能を備えた便房を設置する。</p> <p>その他の注意事項</p> <p>◎略 ◎略 ◎略 ◎略 ◎略◎駅等のように、高齢者、障がい者等の利用が多く見込まれる施設（建物）では、<u>みんなのトイレ</u>の利用頻度が高い。したがって、一般用便所に腰掛便器、若干広めの便房、便房内の手すりや、入りやすいドア形式等の要件を備えた便房を整備することにより、一般便房の利用が困難な高齢者、障がい者の円滑なトイレ利用を図ることができる。</p>	
<p>【共通】</p> <p><u>・車椅子使用者用便房</u></p> <p>【図 10.1】 ■便房設備の標示例</p> <p><u>・トイレのピクトグラムは、施設間で異なることにより、利用者が混乱しないように、JIS規格で定められたものとする。</u></p> <p><u>・設備や機能の名称を併記する場合でも、できる限りJIS規格等で統一を図ることが重要である。</u></p> <p>車椅子使用者<u>対応</u> オストメイト<u>用設備</u> <u>おむつ交換台</u></p> <p>【図 10.2】～【図 10.8】 略</p>	<p>【共通】</p> <p><u>・みんなのトイレ</u></p> <p>【図 10.1】 ■便房設備の標示例</p> <p><u>・トイレのピクトグラムは、施設間で異なることにより、利用者が混乱しないように、JIS規格で定められたものとする。</u></p> <p><u>・設備や機能の名称を併記する場合でも、できる限りJIS規格等で統一を図ることが重要である。</u></p> <p>車椅子使用者 オストメイト <u>ベビーベッド</u></p> <p>【図 10.2】～【図 10.8】 略</p>	

1 1 便所（車椅子使用者用便房）

2023年3月 追補版	2016年3月版	備考
<p>1 1 便所（車椅子使用者用便房）</p>	<p>1 1 便所（みんなのトイレ）</p>	
<p>●基本的考え方 ● P.41 車椅子使用者が円滑に利用できるよう配慮した構造とする。<u>水栓器具、ベビーチェア及びベビーベッドは、便所（一般用）に配置することを第一とする。</u></p>	<p>●基本的考え方 ● P.41 車椅子使用者、<u>高齢者、妊婦、乳幼児を連れた者等の全ての人</u>が円滑に利用できるよう配慮した構造とする。</p>	
<p>■整備基準（遵守基準） P.41 不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合は、<u>車椅子使用者用便房</u>又は<u>車椅子使用者用便房</u>を有する便所を1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けることとし、当該便所は、10の項〔便所（一般用トイレ）〕に定めるほか次に定める構造とすること。 (1) 略 (2) <u>車椅子使用者用便房</u>の出入口の幅は、85cm以上とすること。 (3) ～ (7) 略</p>	<p>■整備基準（遵守基準） P.41 不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合は、<u>みんなのトイレ</u>又は<u>みんなのトイレ</u>を有する便所を1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けることとし、当該便所は、10の項〔便所（一般用トイレ）〕に定めるほか次に定める構造とすること。 (1) 略 (2) <u>みんなのトイレ</u>の出入口の幅は、85cm以上とすること。 (3) ～ (7) 略</p>	
<p>■整備基準の解説 P.41 (4) 案内表示 ●<u>トイレの表示は、誰でも使用できるような「多機能」「多目的」等の名称ではなく、当該トイレの設備や機能をピクトグラム等のみで表示する。なお、トイレの場所等を表示する際に、名称がないと支障が生じる場合には、トイレの名称に加えてピクトグラム等を併せて表示する。</u> 以下、略</p>	<p>■整備基準の解説 P.41 (4) 案内表示 ●<u>出入口付近には、<u>図記号（ピクトグラム）を組み合わせるなど、車椅子使用者、オストメイト、高齢者、妊婦、乳幼児を連れた者等の全ての人</u>が利用できる旨を表示する。</u> 以下、略</p>	
<p>■望ましい整備 P.42 略</p>	<p>■望ましい整備 P.42 略</p>	
<p>【共通】 ・<u>車椅子使用者用便房</u></p> <p>【図 11.2】 ●表示 <u>車椅子使用者用便房及び便所の出入口には、当該車椅子使用者用便房の設備及び機能を表示する</u></p> <p>【図 11.3】 ●表示 <u>車椅子使用者用便房及び便所の出入口には、当該車椅子使用者用便房の設備及び機能を表示する</u></p> <p>【図 11.4】～【図 11.9】 略</p>	<p>【共通】 ・<u>みんなのトイレ</u></p> <p>【図 11.2】 ●表示 <u>みんなのトイレ（車椅子使用者用便房）の入口付近には、<u>全ての人</u>が利用できる旨を表示する</u></p> <p>【図 11.3】 ●表示 <u>みんなのトイレ（車椅子使用者用便房）の入口付近には、<u>全ての人</u>が利用できる旨を表示する</u></p> <p>【図 11.4】～【図 11.9】 略</p>	



公園編



10 便所（トイレ）

●基本的考え方●

便所を設ける場合には、高齢者、障がい者をはじめとする全ての人が使いやすいものとする。
<便所における機能分散の考え方>
建築物編「I 建築物（共同住宅等以外）」に準ずる。

整備基準（遵守基準）

- (1) 便所を設ける場合は、次に定める構造とすること。
- ア 出入口の幅は、85cm 以上とすること。ただし、地形の形状その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80cm 以上とすることができる。
 - イ 便所の出入口に至る通路に段差を設けないこと。やむを得ず段差を設ける場合は、次に定める傾斜路を設けること。
 - (ア) 幅は、90cm 以上とすること。
 - (イ) 勾配は、5% (1/20) 以下とすること。ただし、高低差が 16cm 以下の場合は 12% (約 1/8) 以下、傾斜路の高さが 75cm 以下の場合は 8% (約 1/12) 以下とすることができる。
 - ウ 床面は、ぬれても滑りにくい仕上げとすること。
 - エ 高齢者、障がい者をはじめとする全ての人が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を 1 以上設けること。
- (2) (1)の便所のうち 1 以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ 1 以上）は、次に掲げるものとする。
- ア 便所内に、次に掲げる構造の**車椅子使用者用便房**を 1 以上設けること。
 - (ア) 戸は、車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
 - (イ) 腰掛便器が適切に配置されていること。
 - (ウ) 便器の両側に手すりを設け、そのうち片方の手すりは可動式とすること。
 - (エ) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。
 - (オ) 一般用の便所に近接し、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。
 - (カ) **車椅子使用者用便房及び便所の**出入口には、**当該車椅子使用者用便房の設備及び機能**を表示すること。
- (3) 複数の便房がある場合、1 以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ 1 以上）を次に定める構造とすること。
- ア 大便器は、1 以上を腰掛式とし、手すりを設けること。
 - イ 便房の戸には、腰掛式便器である旨を表示すること。
- (4) 小便器を設ける場合には、そのうち 1 以上に、手すり及び光感知式自動洗浄装置を備えた、受け口の高さが 35cm 以下の小便器を設けること。

■整備基準（遵守基準）の解説

◆全体

- 車椅子使用者用便房又はオストメイト用汚物流し、ベビーチェア、ベビーベッドは、その設備を必要とする人が、それぞれ同時に便所を利用できるように、便所内に分散して配置するよう配慮する。

(1) イ 段差

- 出入口及び床面には、原則として段差のないものを採用する。ただし、排水等の対応によりやむを得ず段差があるものを採用する場合は、車椅子使用者等の通行の支障とならないように、すりつけ等の配慮をする。

ウ 床面	<ul style="list-style-type: none"> ●便所内の床面は、ノンスリップのタイルなどで勾配は1%以下とする。 ●排水目皿やグレーチングは細目のものを用い、水はけのよい構造とする。 ●利用者の安全上、床面は滑りにくい材料や仕上げとする。
エ 水洗器具	<ul style="list-style-type: none"> ●この項でいう水洗器具は、オストメイト（人工肛門や人工膀胱をつけた人）がパウチ（排泄物をためておく袋）やしびん等を洗浄しやすいよう配慮したものである。
表示	<ul style="list-style-type: none"> ●視覚障がい者に配慮して、便所内部の配置を触知案内図等の設置により、出入口付近の外部に表示する。

◆車椅子使用者用便房

(2) ア (ア) 戸	<ul style="list-style-type: none"> ●車椅子使用者用便房は、異性介助を考慮して、男女共用のものを設置する。また、男女別に設置する場合は、異性介助の際に入りやすい位置（出入口近く）に設置する。 ●車椅子使用者用便房が、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず設置できない場合は、簡易型の便房（簡易型車椅子使用者用便房）にすることができる。 ●車椅子使用者用便房までの経路は〔2 園路〕に規定する園路の整備基準に適合させる。 ●トイレの表示は、誰でも使用できるような「多機能」「多目的」等の名称ではなく、当該トイレの設備や機能をピクトグラム等のみで表示する。なお、トイレの場所等を表示する際に、名称がないと支障が生じる場合には、トイレの名称に加えてピクトグラム等を併せて表示する。 	<p>→その他必要により、建築物編「I 建築物（共同住宅等以外）」〔8 便所（トイレ）〕参照</p>
(イ) 設備機器	<ul style="list-style-type: none"> ●ペーパーホルダー、便器洗浄ボタン、非常用呼出しボタンは JIS S 0026 の規格を準用する。 ●利用者の緊急時に対応するため、便座から操作しやすい位置に非常ボタンを設ける。 ●利用者が無理なく操作できる仕様のもを設ける。 ●便房出入口には、国際シンボルマークとともに、高齢者、幼児、妊産婦をはじめとするみんなが使用できることを表示する。 	<p>→資料編 P2-14 参照</p> <p>→【図 10.6】参照</p>

(ウ) 手すり

- 利用者の姿勢移動の手助けをしたり、使用中の姿勢保持に有効であるため、便房内に水平方向及び垂直方向の手すりを設ける。
- 手すりは全体重をかけて使用されることが多いので、取付けを堅固にする。可動手すりの場合は、ぐらつきにくい構造を選択する必要がある。
- 手すりは便器の両側の利用しやすい位置に、垂直、水平に設ける。また、車椅子を便器と平行に寄り付けて利用する場合等に配慮し、壁付と反対側の手すりは可動式とする。
- 横手すりは便座から 20～25cm 程度上方の高さ、縦手すりは便器先端から 25cm 程度前方の位置に設置する。
- 手すりのつかみやすい位置は、利用者により多様であるため、できるだけ長いものを設置すると、多種の利用者の要求を満たすことができる。

(エ) スペース

- 車椅子から便座への相互の移動は、利用者により多様である。したがって、便房内で車椅子が回転（360 度方向転換）できるスペース（直径 150cm の円が内接できる大きさ）を確保することが基本であり、この条件を満たす寸法として幅及び奥行きを 200cm 以上とする。
→車椅子使用者の回転範囲内には障害物を置かない。

◆一般便所（小便器）

- 手すりを設置した男子用小便器は、出入口に近い位置に配置する。
 - 1 以上の小便器は、床置き式（ストール式）或いはリップの高さが 35cm 以下のもの（小児等の利用への配慮）とし、小便器の両側と利用者の胸元に手すりを設ける。
- 【図 10.11】参照

■望ましい整備

◆全体

有効幅

- ◎車椅子使用者が円滑に便房まで移動できるよう、出入口の有効幅を 90cm 以上とする。

水洗器具

- ◎汚物流しを設置する場合、ペーパー等で腹部を洗うことを考慮して、温水が出る多目的流しを設ける。

表示

- ◎出入口に男女別表示を分かりやすく（20cm 角以上のピクトグラム等）表示する。
- ◎便所の出入口や、**車椅子使用者用便房**の扉は、弱視者が視認しやすいように、コントラストをはっきりさせる、認識しやすい色を用いるなど配慮する。

その他の注意事項

- ◎手洗器には、光感知式又はレバー式の給水栓を設置する。
- ◎ペーパーホルダーは 2 連式又は補充式等を手の届きやすい位置に設ける。
- ◎遊具広場の近傍の便所には、ベビーベッド、子どもも使える便器や洗面器を設置する。

◆車椅子利用者用便房

配置	<ul style="list-style-type: none">◎障がい者等の優先利用を前提に、様々な人の利用を想定した多機能な設備等を有した便房とする。◎便所内に車椅子利用者用便房を複数設ける場合には、便器へのアプローチ方向が右からのものと左からのものの両方が設置されるようにする。◎公園内に複数の便所を設ける場合、全てに車椅子利用者用便房を設置する。◎男女共用の車椅子利用者用便房を設置した上で、簡易型車椅子利用者用便房を男女別に設置する。◎清掃や介助などのサービスが行き届くよう、有人施設と合築する。
設備機器	<ul style="list-style-type: none">◎ベビーチェア、開閉式ベビーベッド、幼児用便座、大型ベッドを設ける。◎便器に背もたれを設置する。◎非常用呼出しボタンは、管理所等でも確認できるようにし、ボタンを押すスタイルと、ひもを引くスタイルの両方を設置する。また、点字表示を行う。

◆一般便所

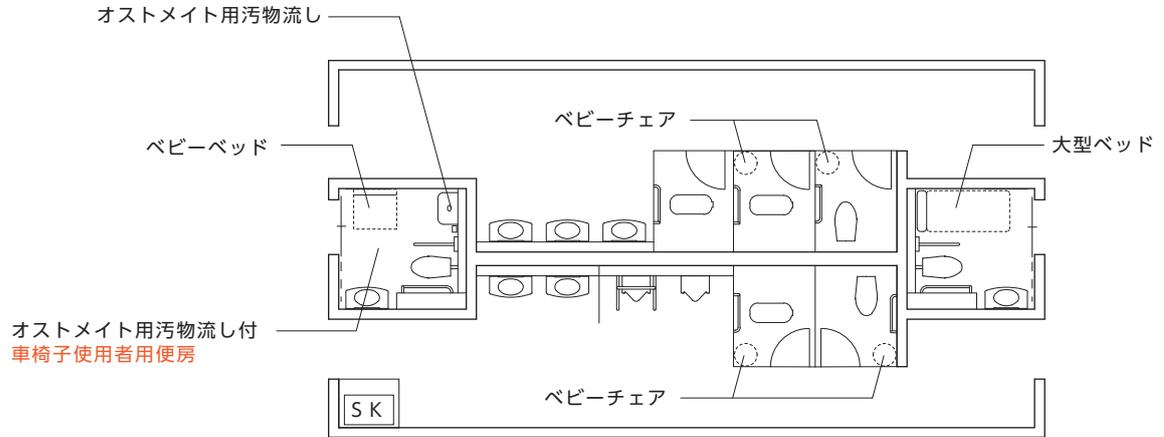
戸	<ul style="list-style-type: none">◎一般便所の戸は、開閉や施錠等について、誰もが使いやすいものとする。◎便所の戸は内開きとする。◎便房使用中の表示は見やすく、分かりやすい位置に設ける。又は、使用時以外は戸が開いているようにする。◎手すり付き大便器を設けた便房の出入口は 65cm 以上とすることが望ましい。
設備機器	<ul style="list-style-type: none">◎便器洗浄ボタンは、JIS S 0026 の規格範囲で設置したものの他に光感知式も同一便房内に設置する。◎ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を 1 以上設け、当該便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行う。◎ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備を 1 以上設け、当該便所の出入口には、その旨の表示を行う。◎視覚障がい者の利用に配慮し、便所内の配置、設備の使い方などをできるだけ統一する。◎幼児用便座を設ける。

→資料編 P2-14 参照

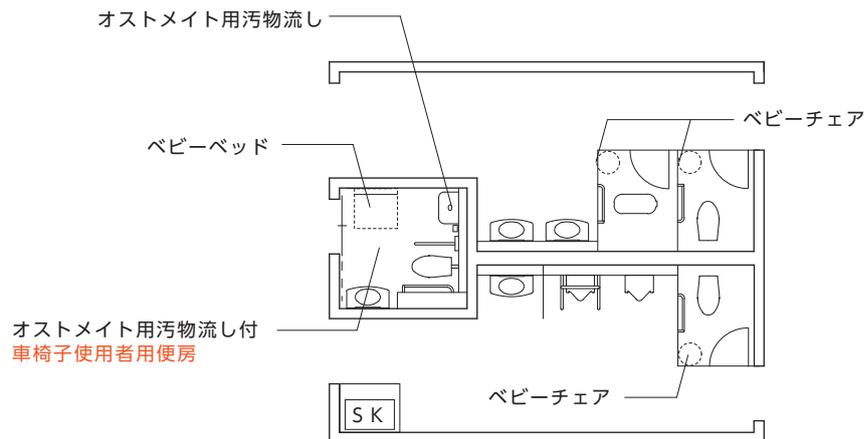
《 参 考 図 》

【図10.1】 便所の配置例

■左右対称の車椅子使用者用便房を設けた例（オストメイト対応含む）



■車椅子使用者用便房を1つ設けた例



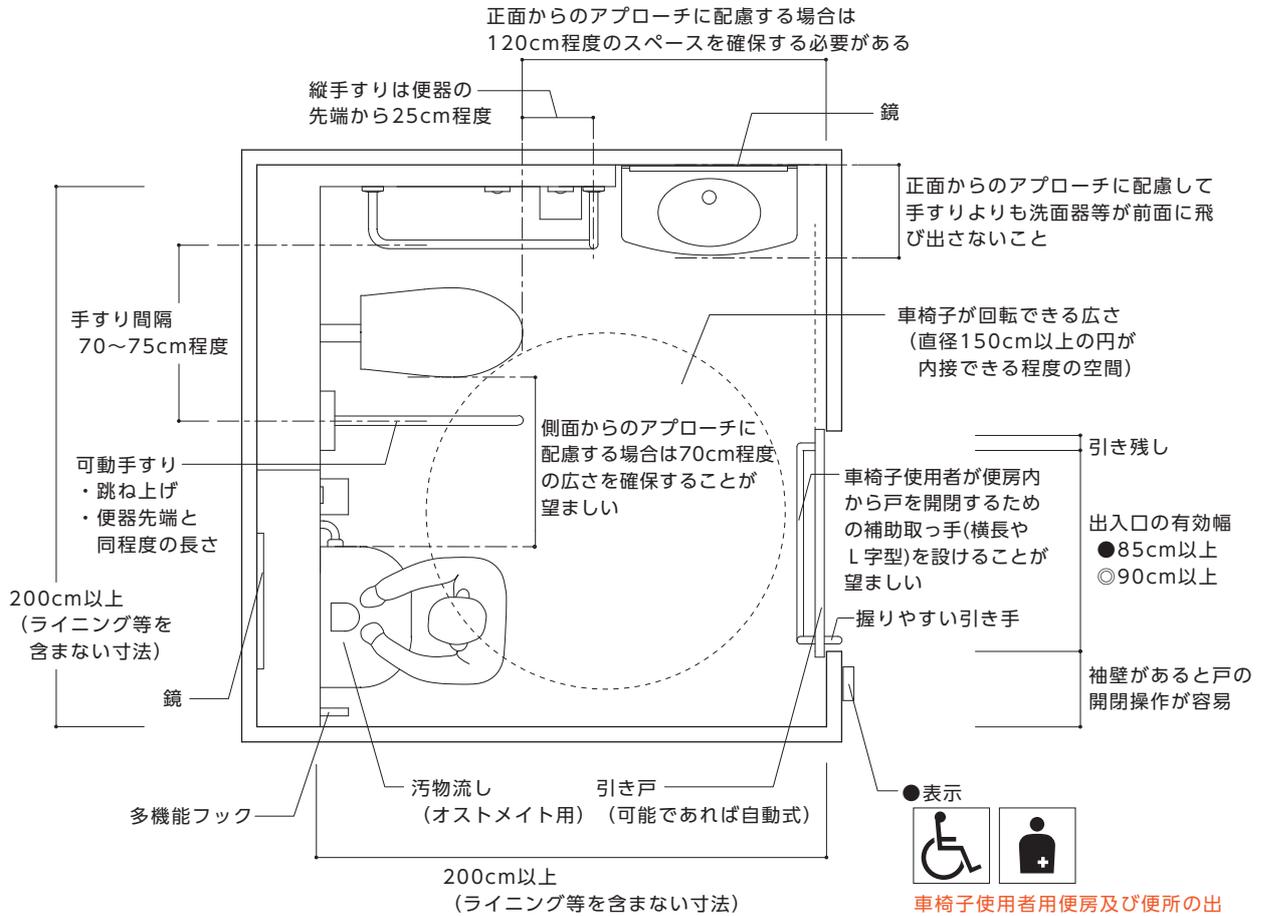
- ・トイレのピクトグラムは、施設間で異なることにより、利用者が混乱しないように、JIS規格で定められたものとする。
- ・設備や機能の名称を併記する場合でも、できる限りJIS規格等で統一を図ることが重要である。

■便所及び便房設備の標示例



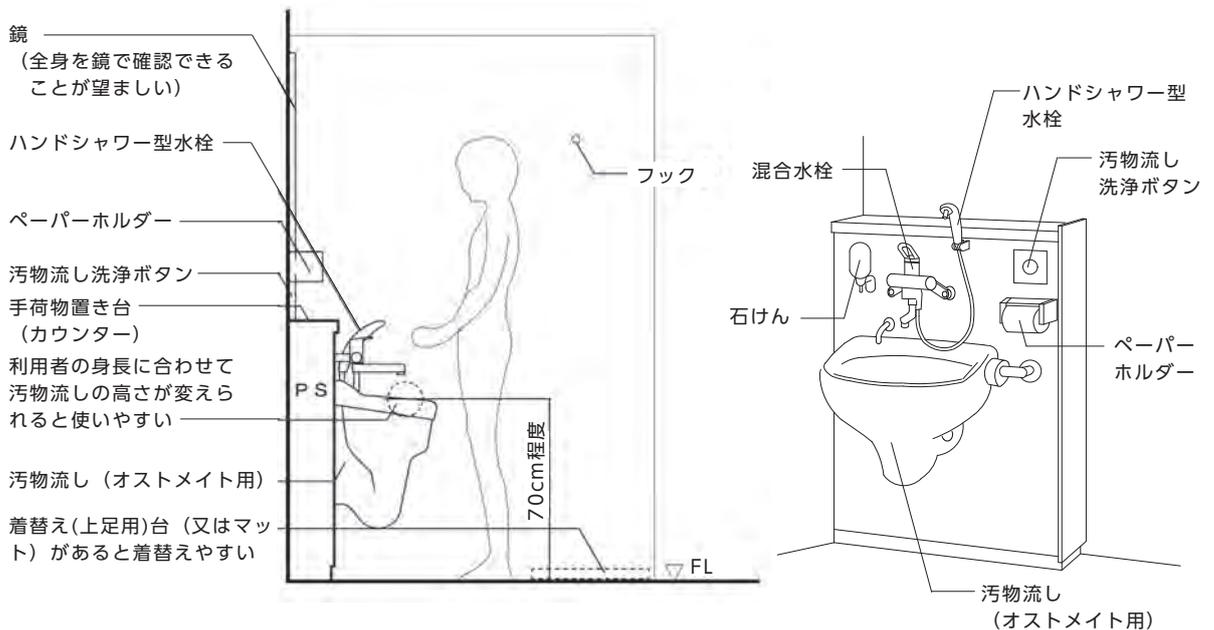
《 参 考 図 》

【図10.2】 車椅子使用者用便房にオストメイト用汚物流しを設けた例



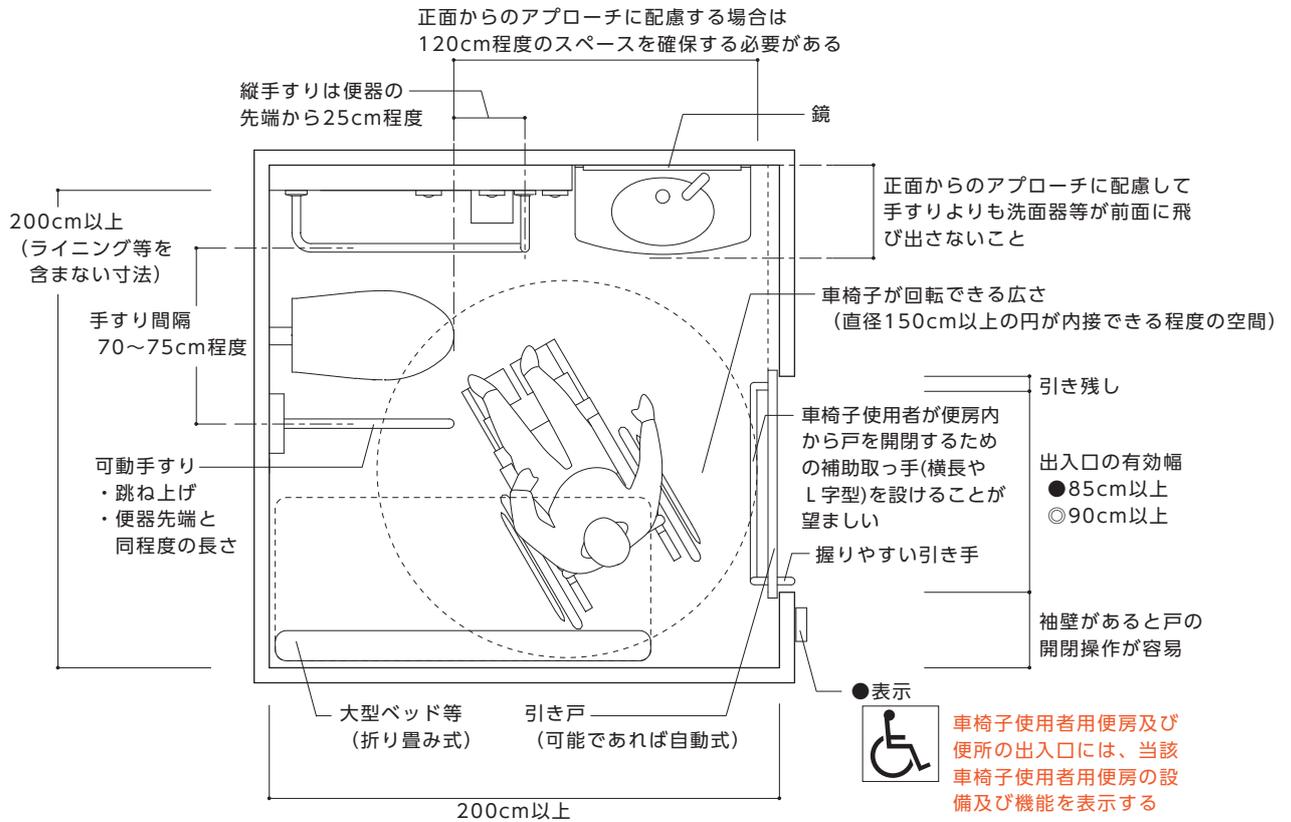
車椅子使用者用便房及び便所の出入口には、当該車椅子使用者用便房の設備及び機能を表示する
オストメイト用汚物流しを設けた場合は、その旨も表示する

【図10.3】 オストメイト用汚物流しの例



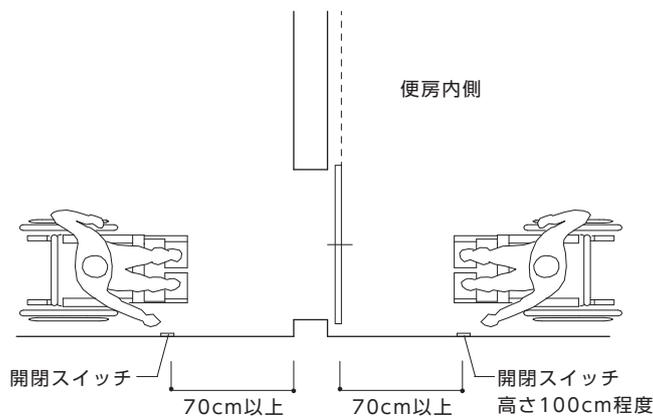
《 参 考 図 》

【図10.4】 車椅子使用者用便房の例（内法200cm×200cm以上の場合）

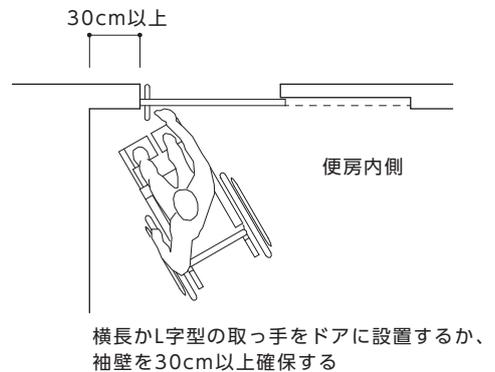


【図10.5】 開閉ボタンや扉の取っ手の設置位置

■自動ドア（引き戸）の場合

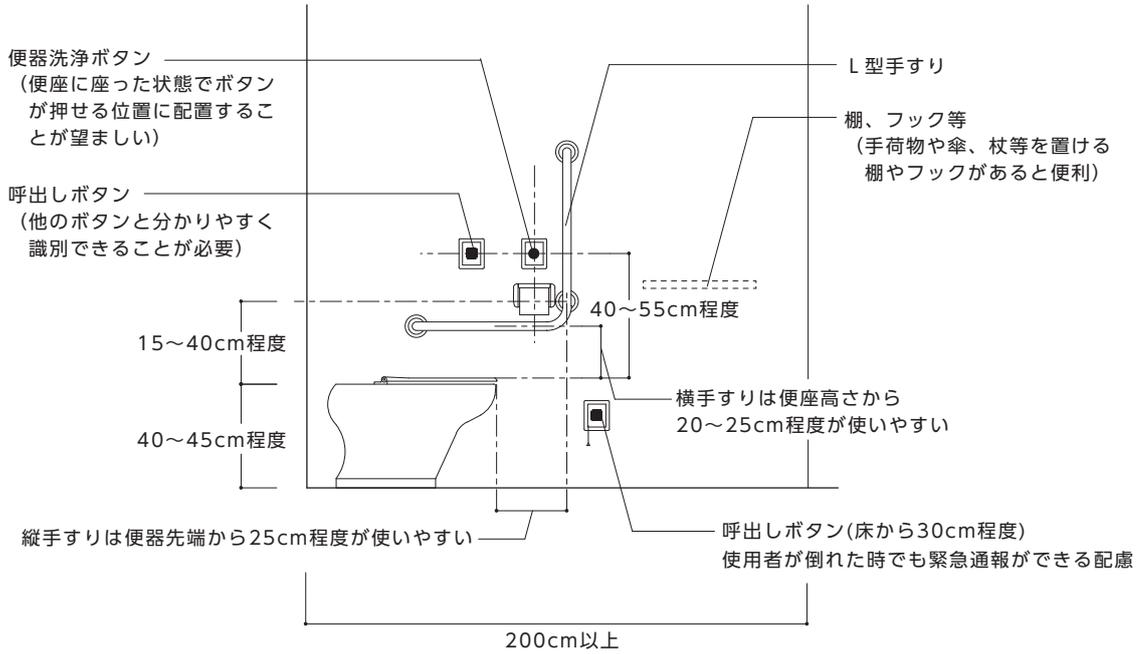


■手動ドア（引き戸）の場合



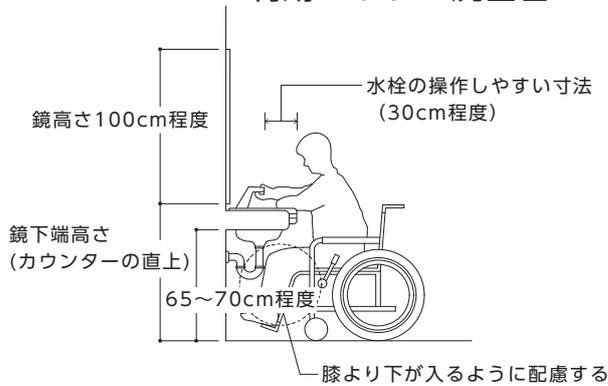
《 参 考 図 》

【図10.6】 ボタンの配置例



※ペーパーホルダー、便器洗浄ボタン、呼出しボタンはJIS S 0026参照

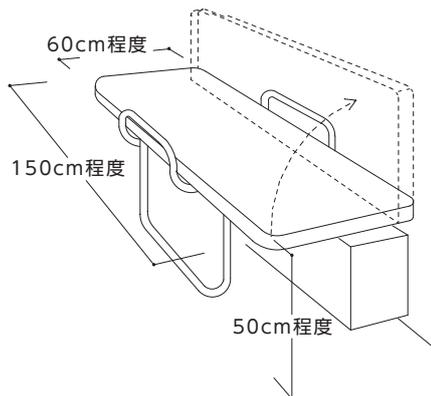
【図10.7】 車椅子使用者が
利用しやすい洗面台



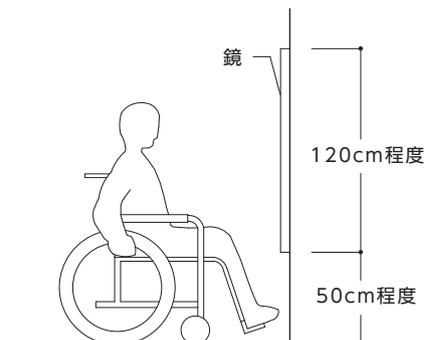
【写真10.1】 背もたれ



【図10.8】 折り畳み式大型ベッドの例
(幼児~大人まで：折り畳み収納型)

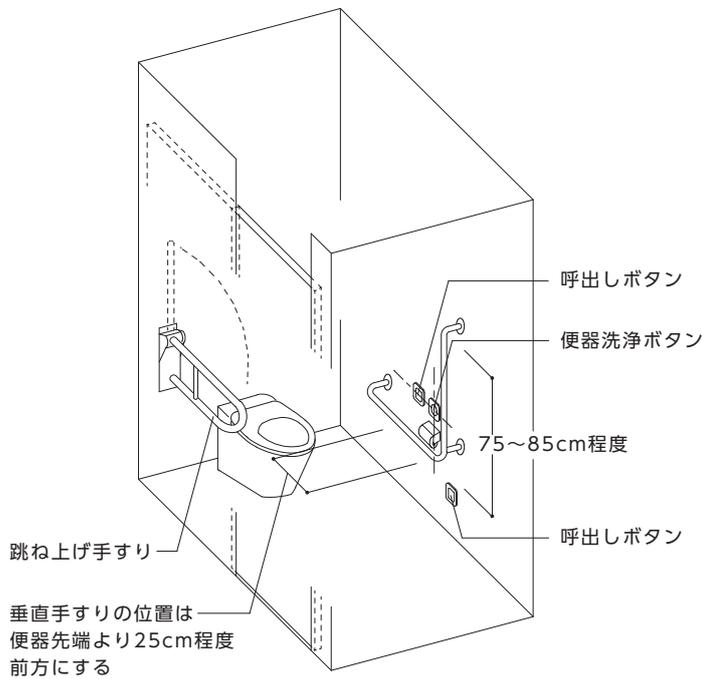


【図10.9】 便房内の身づくろい用
鏡の高さの例



《 参 考 図 》

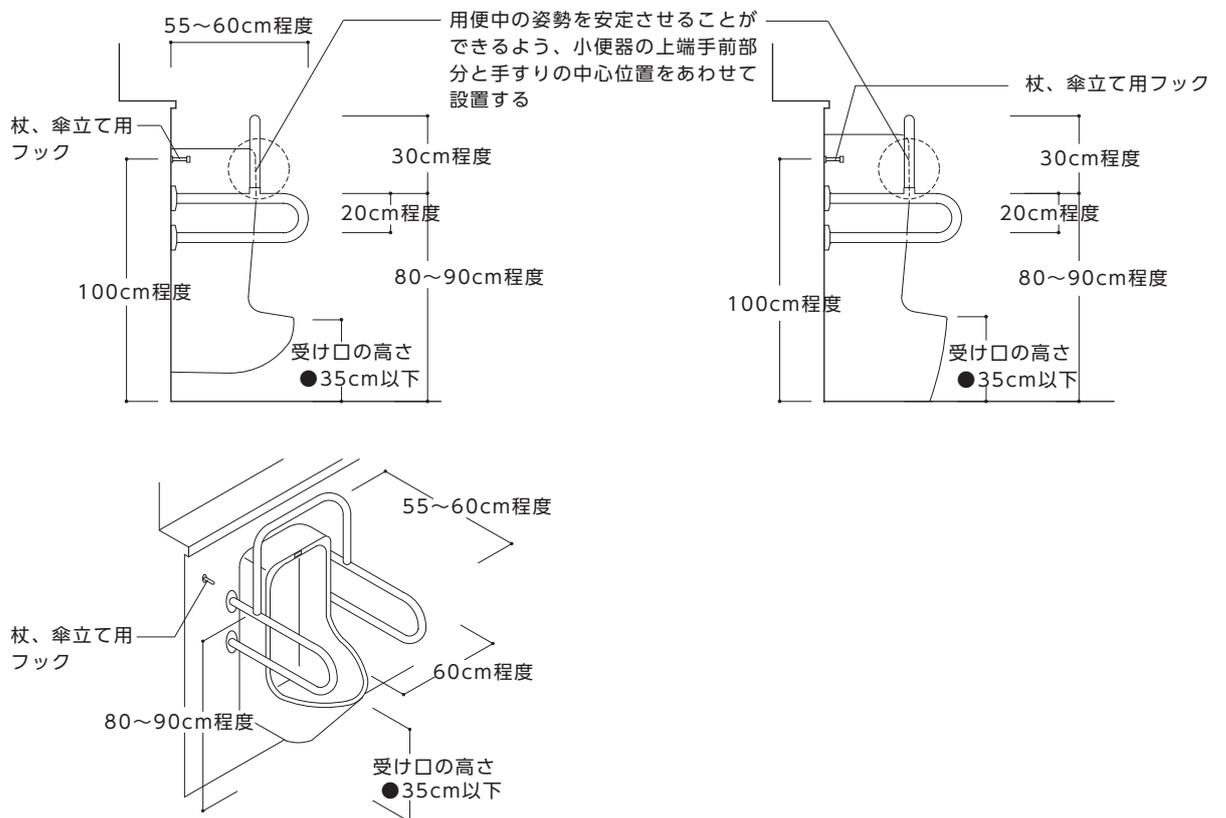
【図10.10】 大便器の手すりの例



【図10.11】 小便器の手すりの例

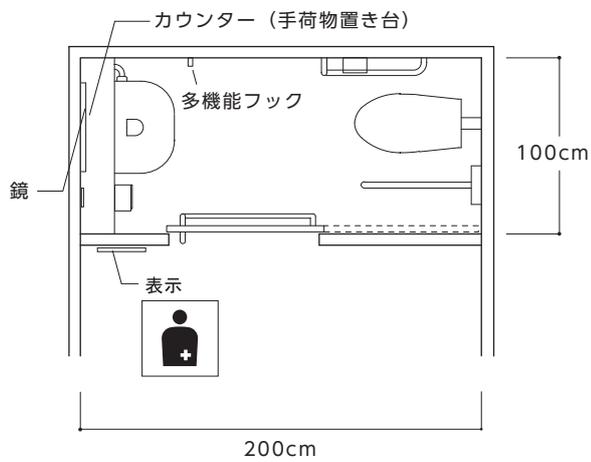
■ 壁掛式低受け口

■ 床置き式ストール

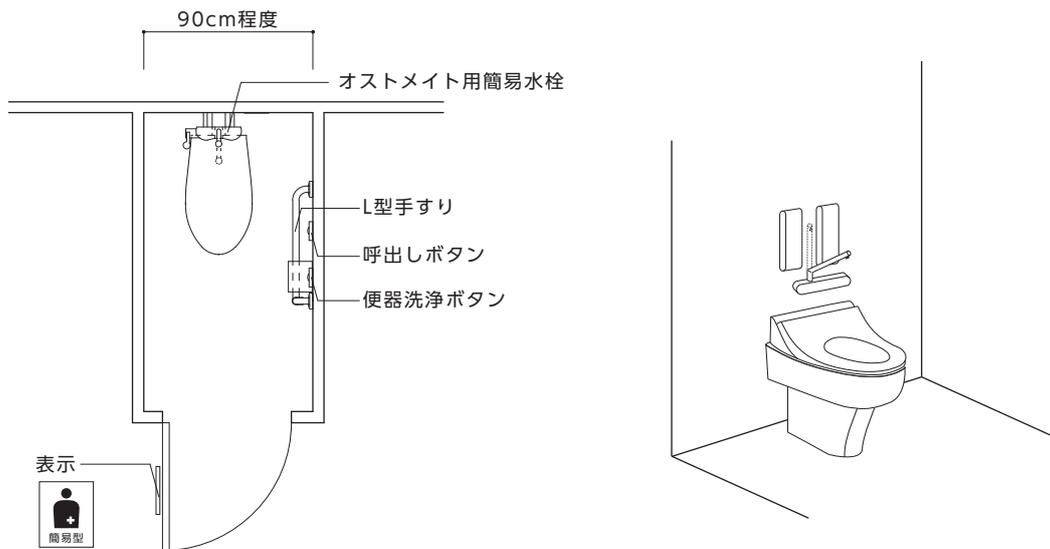


《 参 考 図 》

【図10.12】 オストメイト対応便房



【図10.13】 オストメイト用簡易水栓を設けた例





公共交通施設編



10 便所（一般用トイレ）

●基本的考え方●

高齢者、障がい者等が便所（一般用トイレ）を円滑に利用するために、補助手すり等を設置する。また、車椅子使用者、オストメイト、乳幼児を連れた者等が円滑に利用できるよう配慮した便房を可能な限り設置する。

<便所における機能分散の考え方>

建築物編「Ⅰ建築物（共同住宅等以外）」に準ずる。

整備基準（遵守基準）

不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合は、次に定める構造とすること。

- (1) 便所への案内、誘導及び男女別表示等を分かりやすく表示すること。
- (2) 床面には、高齢者、障がい者をはじめとする全ての人の通行の支障となる段差を設けないこと。段差がある場合は、7の項〔傾斜路〕に定める構造の傾斜路を設けること。
- (3) 床面は、ぬれても滑りにくい材料で仕上げること。
- (4) 大便器は、1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）を腰掛式とすること。
- (5) 腰掛式とした大便器及び小便器の1以上に、それぞれ手すりを設けること。
- (6) 男子用小便器を設ける場合は、1以上を床置き式又は壁掛式（受け口の高さが35cm以下のものに限る。）その他これらに類する小便器とすること。
- (7) 便所内に、高齢者、障がい者をはじめとする全ての人が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を1以上設けること。ただし、**車椅子使用者用便房**に設置してある場合は、この限りでない。
- (8) ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を1以上設けること。ただし、**車椅子使用者用便房**に設置してある場合は、この限りでない。
- (9) ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備を1以上設けること。ただし、**車椅子使用者用便房**に設置してある場合は、この限りでない。
- (10) (7)、(8)又は(9)の設備を設けた便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。

■整備基準（遵守基準）の解説

(1) 案内表示

- 男女別及び便所の構造を便所の出入口付近の外部に音、点字その他の方法により視覚障がい者に示すための設備を設ける。
- 男女別出入口への視覚障がい者誘導用ブロックを敷設する際には、動線の混在を避けるよう配慮する。
- 入口には図記号（ピクトグラム）等により男女別標示を分かりやすく行う。
- 点字により表示する場合の表示方法は JIS T 0921 規格にあわせたものとし、触知案内図により表示する場合は、JIS T 0922 規格にあわせたものとする。

→【図 10.1】参照
出入口の案内板の例は P46【図 11.9】参照

→資料編 P2-1、2-3 参照

(3) 床面

- 水洗いができ、かつぬれた状態でも滑りにくい仕上げとする。
- 「滑りにくい仕上げ」については、建築物編「I 建築物（共同住宅等以外）」の〔29 床の滑り〕の項を準用し、安全性に十分配慮する。

(4) 大便器

- 高齢者等足腰の弱い人にとって、和式便所の利用は非常に困難を伴うため、腰掛式の大便器を1以上設ける。また、当該大便器には手すりを設ける。

→【図 10.2】参照

(7) 水洗器具

- 水洗器具とはオストメイト（人工肛門、人工膀胱保持者）の利用に配慮して、パウチ（排泄物をためておく袋）や汚れた物、しびん等を洗浄するための汚物流し（洗浄装置、水栓を含む）をいう。便所（一般用トイレ）に配置することを第一とするが、**車椅子使用者用便房**に設置してある場合は、この限りでない。

→【図 10.4】【図 10.5】
【図 10.6】参照

(8) ベビーチェア

- 便所（一般用トイレ）に設置する場合は、男女別にそれぞれ1以上設ける。便所（一般用トイレ）に配置することを第一とするが、**車椅子使用者用便房**に設置してある場合は、この限りでない。

→建築物編「I 建築物（共同住宅等以外）」〔22 子育て支援環境の設備〕参照

(9) ベビーベッド

- 便所（一般用トイレ）に設置する場合は、男女別にそれぞれ1以上設ける。便所（一般用トイレ）に配置することを第一とするが、乳幼児のおむつ交換ができる設備を**車椅子使用者用便房**に設置してある場合は、この限りでない。

(10) 表示

- トイレの表示は、誰でも使用できるような「多機能」「多目的」等の名称ではなく、当該トイレの設備や機能をピクトグラム等のみで表示する。

その他の注意事項

- 操作部の形状、色、配置及び器具の配置は JIS S 0026 に準ずる。

→【図 10.7】参照
→資料編 P2-14 参照

■望ましい整備

手すり

- ◎ (4) 及び (6) 以外の便器にも手すりを設ける。

水洗器具

- ◎ パウチやしびん及び腹部等が洗浄できる水洗器具及び汚物流しを設置する。
- ◎ 水洗器具は、パウチ等の洗浄のため温水が出るようにする。
- ◎ (7)、(8)、(9) の設備を、便所（一般用トイレ）と車椅子使用者用便房に複数設置する場合は、便房内の設備やレイアウトを変え、できるだけ多くの人が利用可能となるように配慮する。

→【図 10.4】参照

簡易型車椅子使用者用便房

- ◎ 小型の手動車椅子使用者が利用できる便房（簡易型車椅子使用者用便房）を1以上（男子用及び女子用の区別がある場合は、それぞれ1以上）設ける。また、簡易型車椅子使用者用便房は次に定める構造とする。
 - ・ 簡易型車椅子使用者用便房に至る経路も移動等円滑化経路とする。
 - ・ 便房の大きさは、正面から入る場合は、130cm×200cm以上のスペースと出入口の有効幅 85cm以上とし、側面から入る場合は、150cm×180cm以上のスペースと出入口の有効幅 85cm以上の確保をする。
 - ・ (7)、(8) の設備のいずれかの設備を設置し、車椅子使用者用便房の機能の分散化を行う。

→【図 10.8】参照

便房の機能分散

- ◎ 車椅子使用者用便房や簡易型車椅子使用者用便房の整備のほか、更なる機能分散を図る観点から、水洗器具やベビーチェア等の機能を備えた便房を設置する。

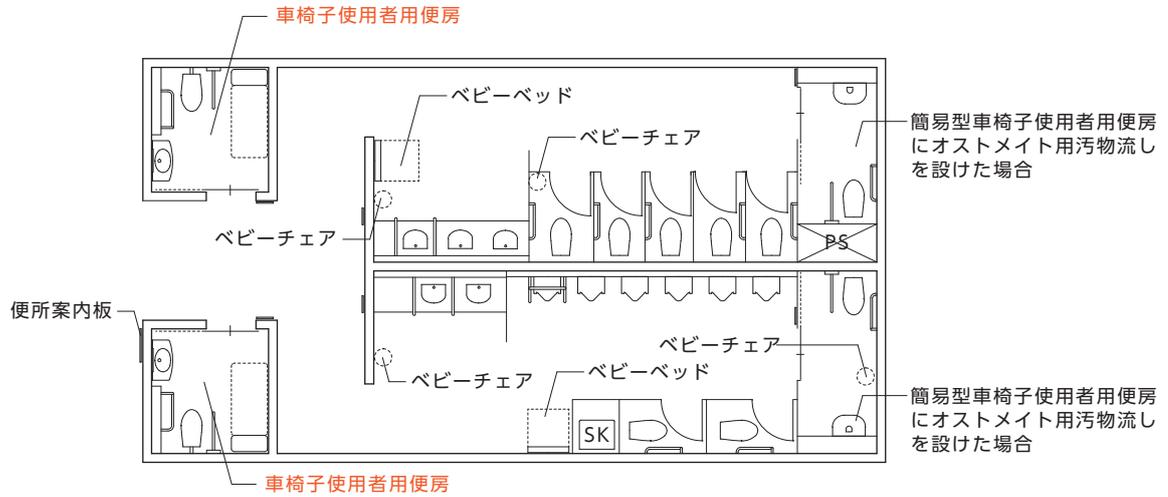
その他の注意事項

- ◎ 便房内には、非常用の呼出しボタンを設け、床に転倒した際にも手が届く位置にも設けるか、ひもでも操作できるものとする。
- ◎ 視覚障がい者や聴覚障がい者にも配慮し、音声及び光により緊急事態の発生を知らせることができる設備（フラッシュライト等）を備える。
- ◎ 便房の戸は、高齢者、障がい者等に配慮した取っ手、錠等を設置し、引き戸式又は折戸式とし、便房内の空間に余裕を作る。
- ◎ 小便器の前には荷物の置ける棚を、便房には荷物を置ける棚や衣服・帽子をかけることができるフックを設ける。
- ◎ 洗浄装置の基本はボタン式とする。また、自動洗浄式や感知式を設ける場合は、ボタン式を併設する。
- ◎ 駅等のように、高齢者、障がい者等の利用が多く見込まれる施設（建物）では、車椅子使用者用便房の利用頻度が高い。したがって、一般用便所に腰掛便器、若干広めの便房、便房内の手すりや、入りやすいドア形式等の要件を備えた便房を整備することにより、一般便房の利用が困難な高齢者、障がい者の円滑なトイレ利用を図ることができる。

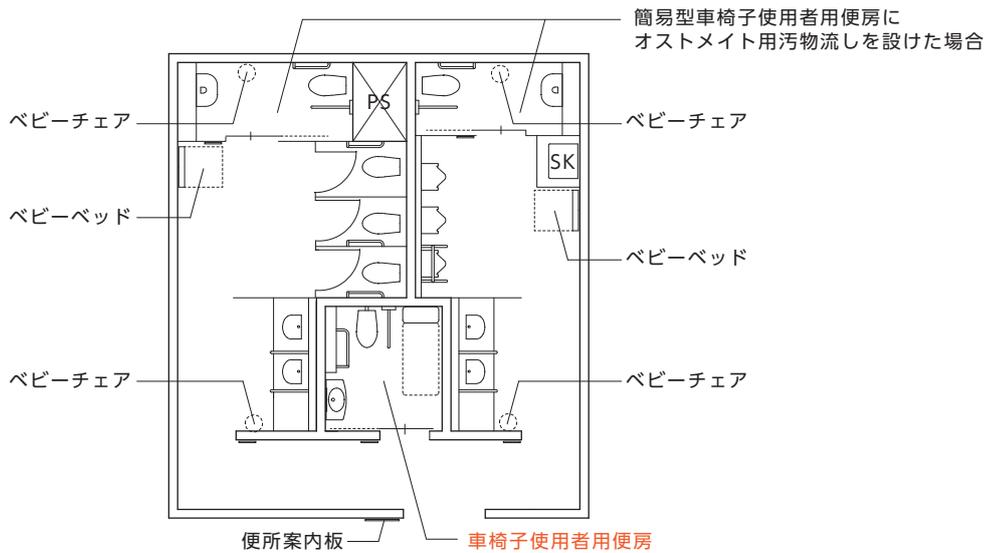
《 参 考 図 》

【図10.1】 便所の配置例

■左右対称の車椅子使用者用便房及びオストメイト対応便房を設けた例

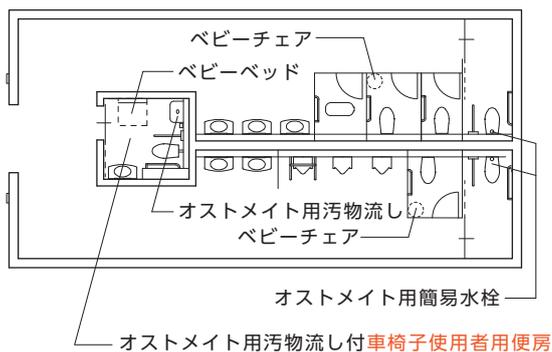


■車椅子使用者用便房を1つ設けた例



■車椅子使用者用便房に

オストメイト用汚物流しを設けた例



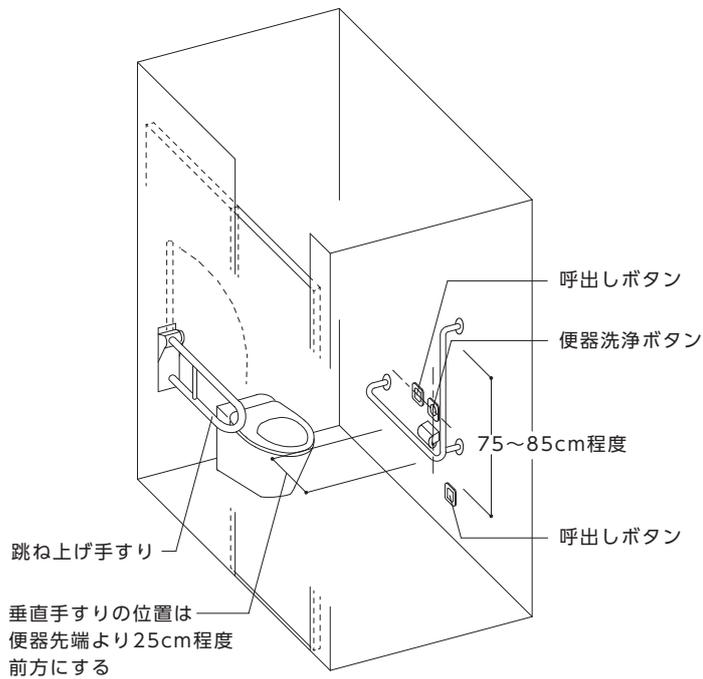
■便房設備の標示例



- ・トイレのピクトグラムは、施設間で異なることにより、利用者が混乱しないように、JIS規格で定められたものとする。
- ・設備や機能の名称を併記する場合でも、できる限りJIS規格等で統一を図ることが重要である。

《 参 考 図 》

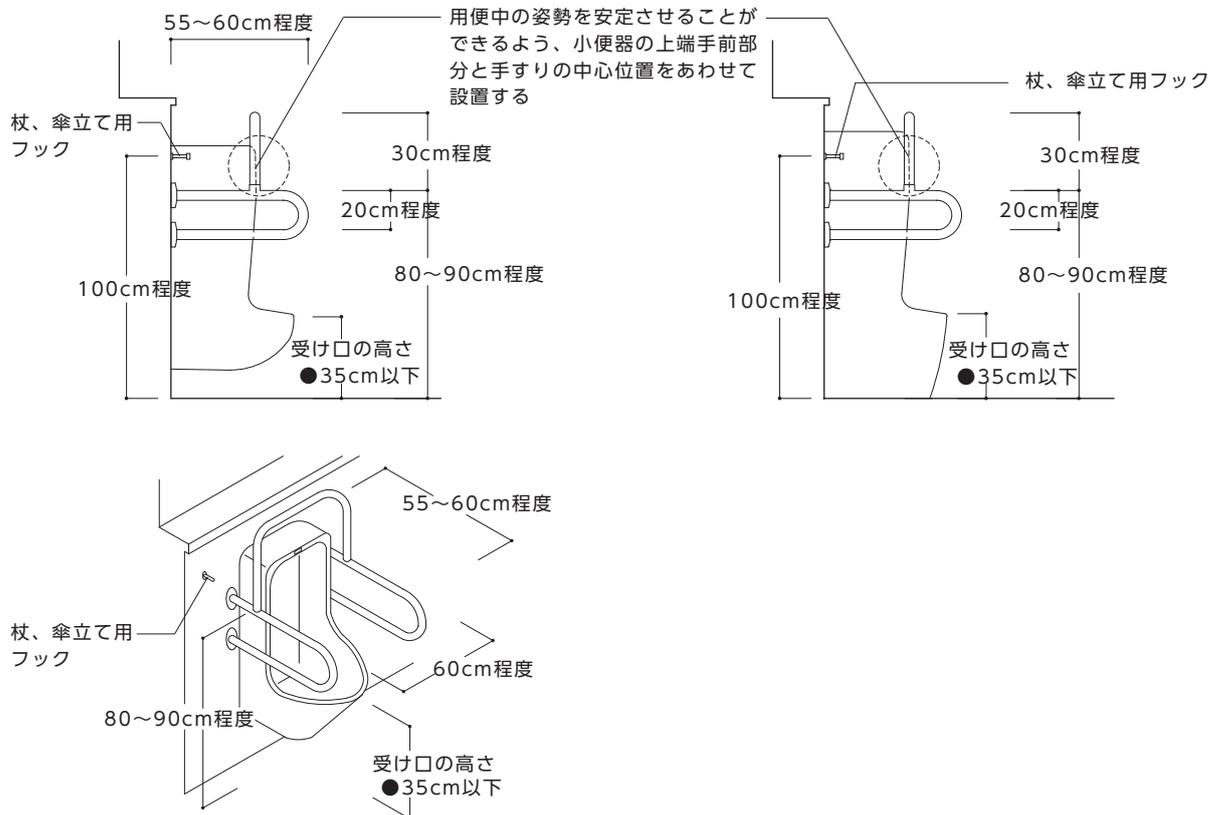
【図10.2】 大便器の手すりの例



【図10.3】 小便器の手すりの例

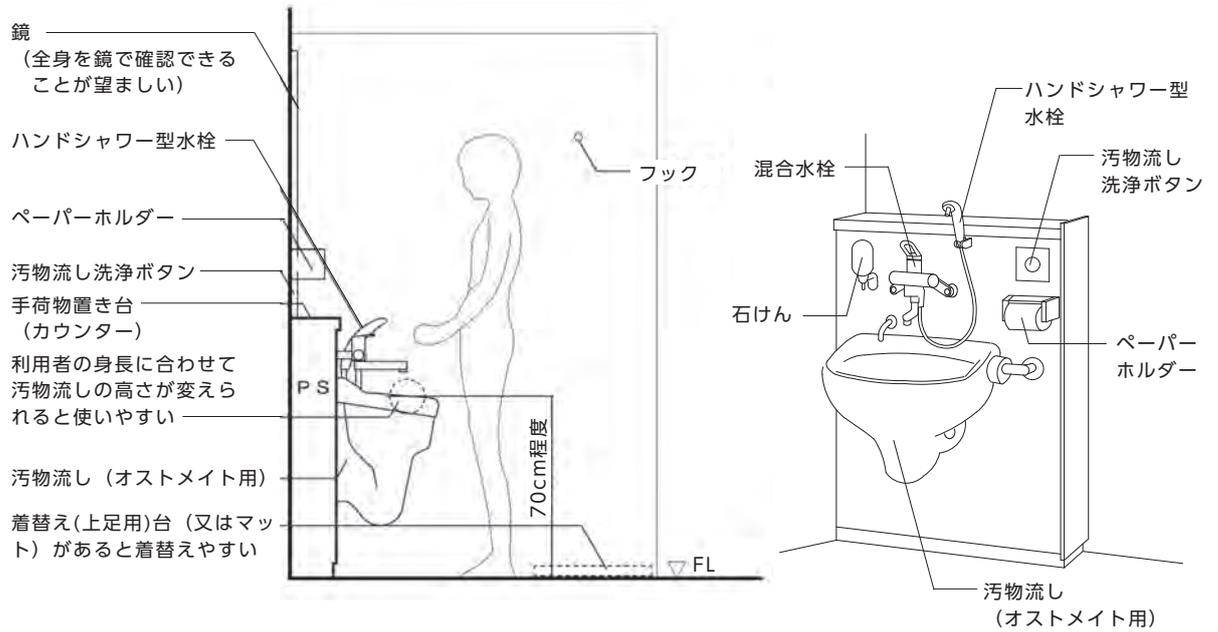
■ 壁掛式低受け口

■ 床置き式ストール

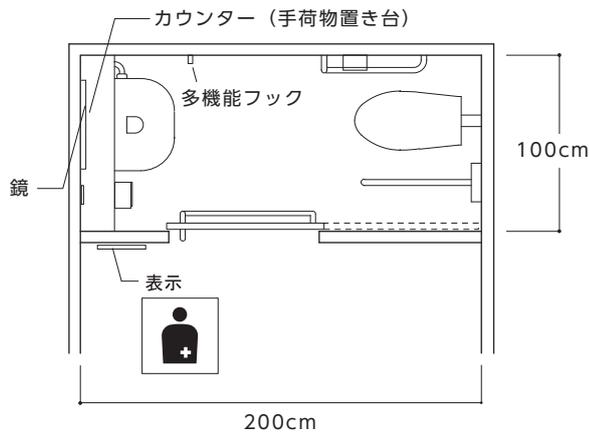


《 参 考 図 》

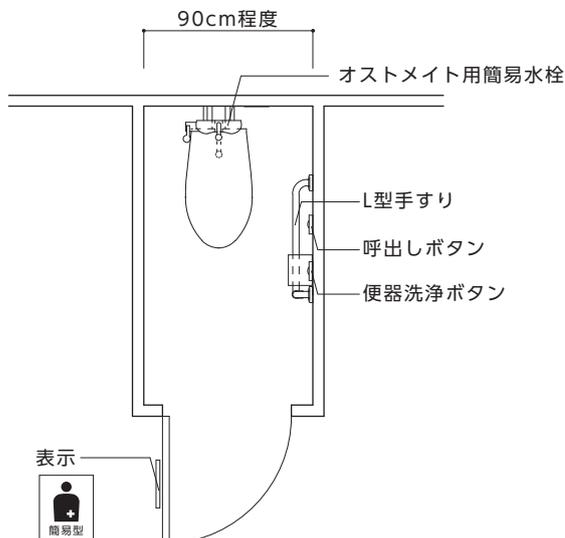
【図10.4】 オストメイト用汚物流しの例



【図10.5】 オストメイト対応便房

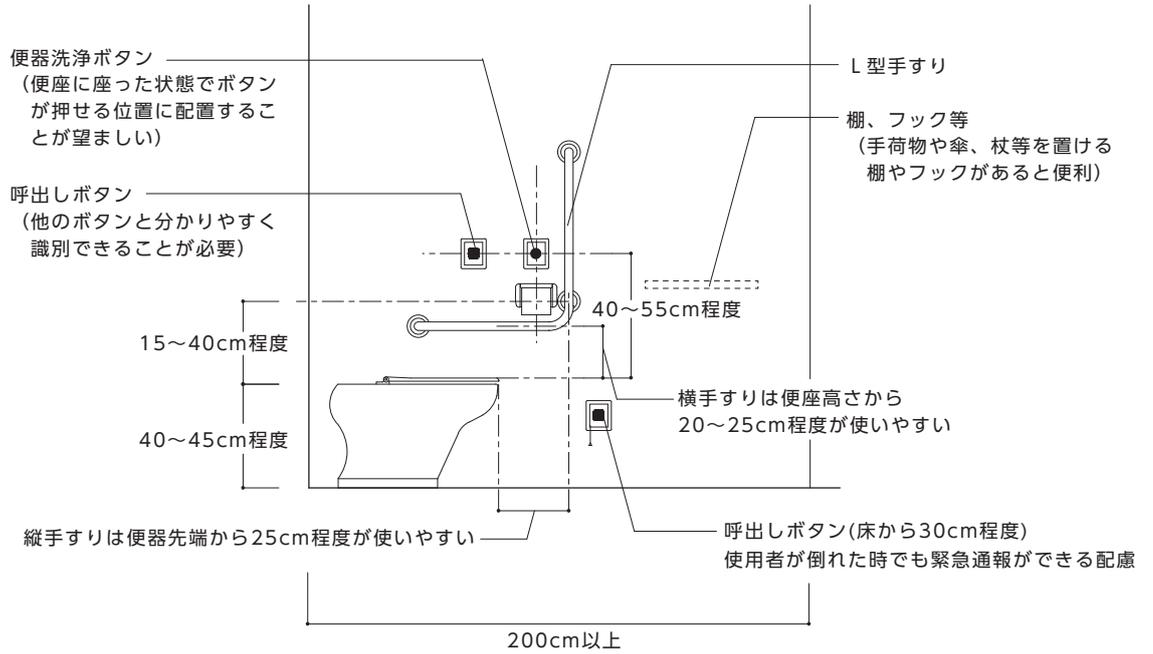


【図10.6】 オストメイト用簡易水栓を設けた例



《 参 考 図 》

【図10.7】 ボタンの配置例

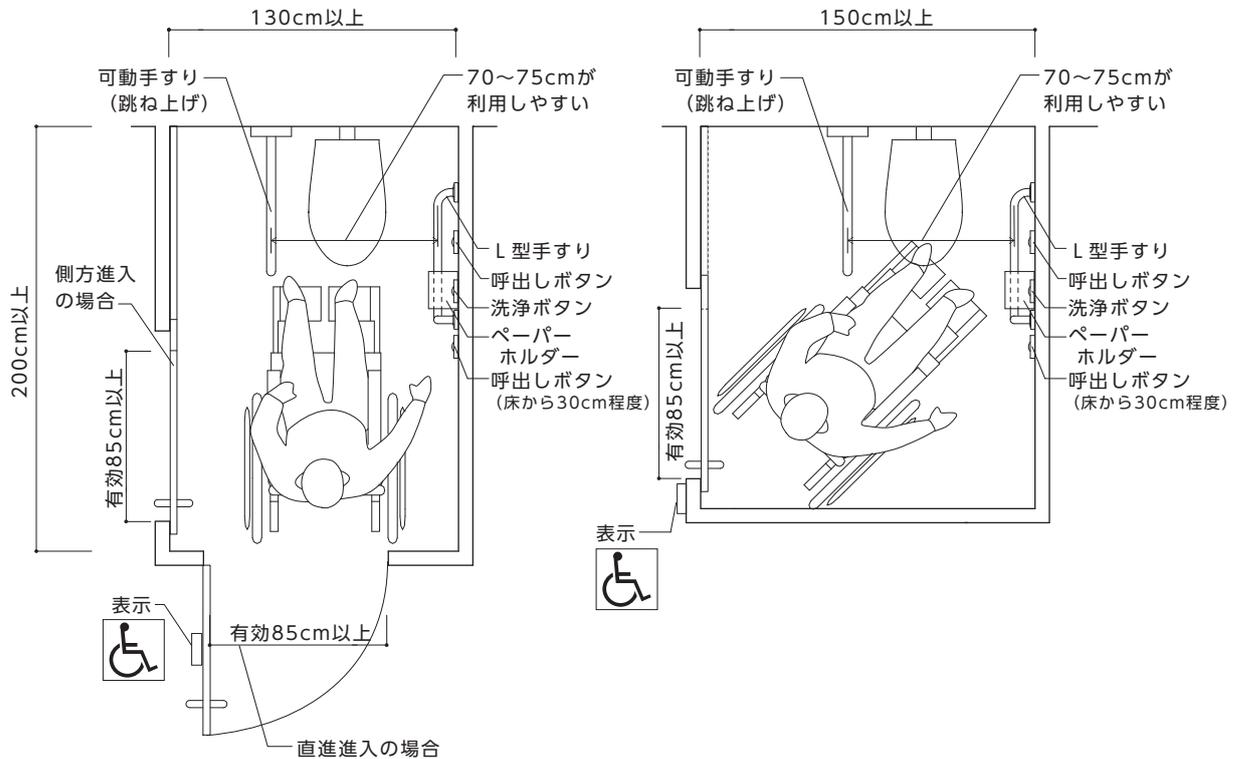


※ペーパーホルダー、便器洗浄ボタン、呼出しボタンはJIS S 0026参照

【図10.8】 簡易型車椅子使用者用便房の例

■直進又は側方進入の場合

■側方進入の場合



11 便所（車椅子使用者用便房）

●基本的考え方●

車椅子使用者が円滑に利用できるよう配慮した構造とする。水栓器具、ベビーチェア及びベビーベッドは、便所（一般用）に配置することを第一とする。

整備基準（遵守基準）

不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合は、**車椅子使用者用便房**又は**車椅子使用者用便房**を有する便所を1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けることとし、当該便所は、10の項〔便所（一般用トイレ）〕に定めるほか次に定める構造とすること。

- (1) 便所（一般用）に近接し、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。
- (2) **車椅子使用者用便房**の出入口の幅は、85cm以上とすること。
- (3) 出入口には、高齢者、障がい者をはじめとする全ての人の通行の支障となる段差を設けないこと。
- (4) 出入口には、全ての人が利用できる旨を表示すること。
- (5) 車椅子使用者が円滑に利用できる空間を確保すること。
- (6) 腰掛便器、手すり等を適切に配置すること。
- (7) 出入口の戸は、車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。

■整備基準（遵守基準）の解説

(4) 案内表示

- トイレの表示は、誰でも使用できるような「多機能」「多目的」等の名称ではなく、当該トイレの設備や機能をピクトグラム等のみで表示する。なお、トイレの場所等を表示する際に、名称がないと支障が生じる場合には、トイレの名称に加えてピクトグラム等を併せて表示する。

(5) 大きさ

- 手動車椅子使用者が360度回転可能な150cm以上の円が内接できる程度の空間を確保する。
- 車椅子使用者が便器の前に行くためには、障がいの程度・種類により様々な動きができるように、便器の前面は車椅子使用者の動きの支障にならないように、できる限り空間を確保する。

→【図 11.1】【図 11.3】
参照

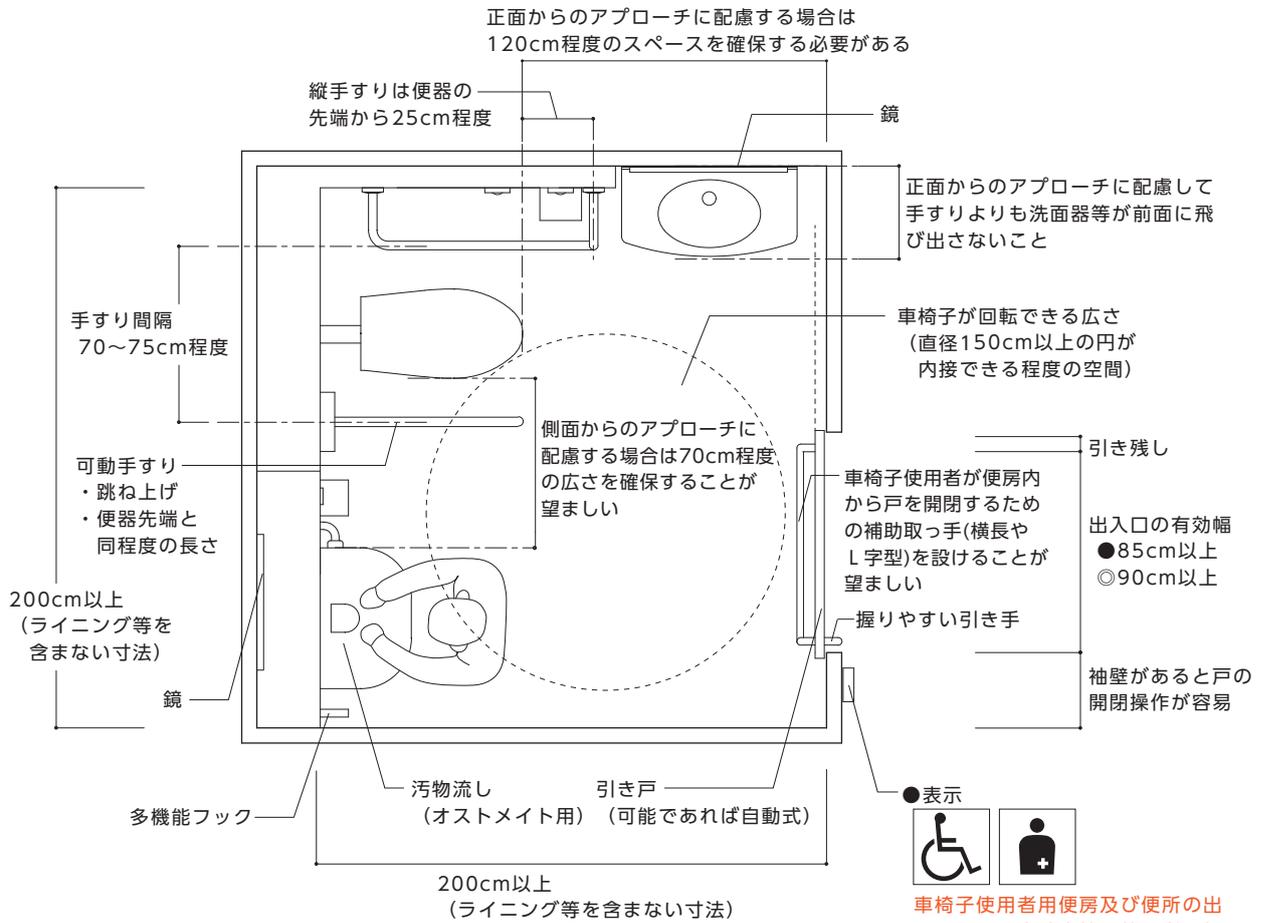
<p>(6) 設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ●附属器具（洗浄装置、ペーパーホルダー、フック、棚、鏡、握り手、鍵等）は、車椅子使用者の行動空間やアクセスなど、高齢者、障がい者等に配慮したものとし、適切に配置する。 ●便房内には、非常用の呼出しボタンを設け、床に転倒した際にも手が届く位置に設けるか、ひもでも操作できるものとする。 ●洗浄装置、ペーパーホルダー、非常用の呼出しボタンの配置は JIS S 0026 に準ずる。 ●洗浄装置の基本はボタン式とし、便器に腰掛けたままの状態と、便器の周りで車椅子から便器に移乗しない状態の双方から操作できるように設置する。また、自動洗浄式や感知式を設ける場合は、ボタン式を併設する。 	<p>→【図 11.4】【図 11.5】 【図 11.6】【図 11.7】 参照</p> <p>→資料編 P2-14 参照</p> <p>→音、光等で押したことが確認できるものが望ましい。</p>
<p>(7) 戸</p> <ul style="list-style-type: none"> ●便房の戸は、車椅子使用者や指の動きが不自由な人でも容易に施錠できる構造、高さ（60～70cm 程度）のものとし、非常時に外から解錠できるようにする。 	

■望ましい整備

<p>設置位置</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎移動等円滑化経路が複数方面ある場合は、方面ごとに1以上設置する。 ◎男女別に設置する場合は、異性介助の際に入りやすい位置に設置する。 ◎障がい者の利便性を考慮して、設備等のレイアウトを左右別、障がい部位別等に、複数設置する。 	
<p>有効幅</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎車椅子使用者の動作の余裕を見込み、出入口の有効幅 90cm 以上とする。 	
<p>音声案内</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎複数設置してある場合は、当該種別を分かりやすく知らせる音声案内を便所の出入口付近に設置する。 	
<p>大きさ</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎車椅子使用者の移乗に配慮して、便器の前方に 120cm 以上、側面に 70cm 以上の空間を確保して、衛生器具等を設置する。 	
<p>設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎重度障がい者等のおむつ替え用等に、大型の折り畳み式又は収納式のおむつ交換シートを設置する。その場合、畳み忘れであっても、車椅子での出入りが可能となるよう、車椅子に乗ったままでも畳める構造、位置とする。 ◎高齢者、障がい者等に配慮した荷物等が置ける棚やフック等を設置する。 ◎出入口の戸から 70cm の範囲には、壁に附属物を設置しない。 ◎便座には背もたれを設置する。 	<p>→【図 11.8】参照</p>
<p>その他の注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎音声及び光により緊急事態の発生を知らせることができる設備（フラッシュライト等）を備える。 	

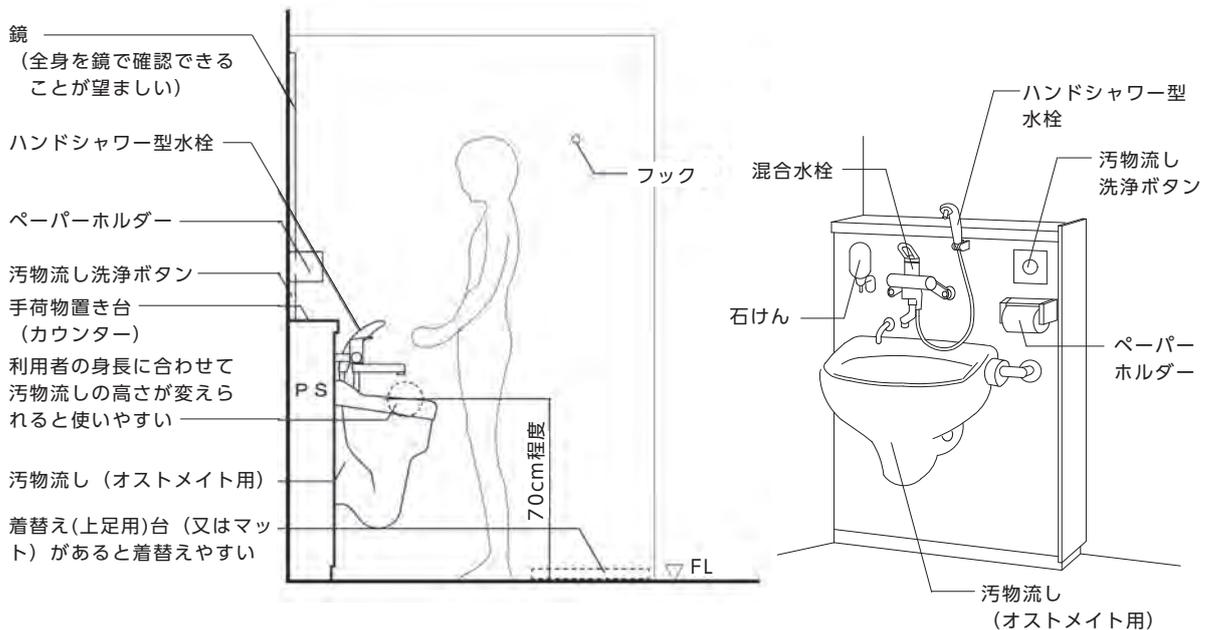
《 参 考 図 》

【図11.1】 車椅子使用者用便房にオストメイト用汚物流しを設けた例



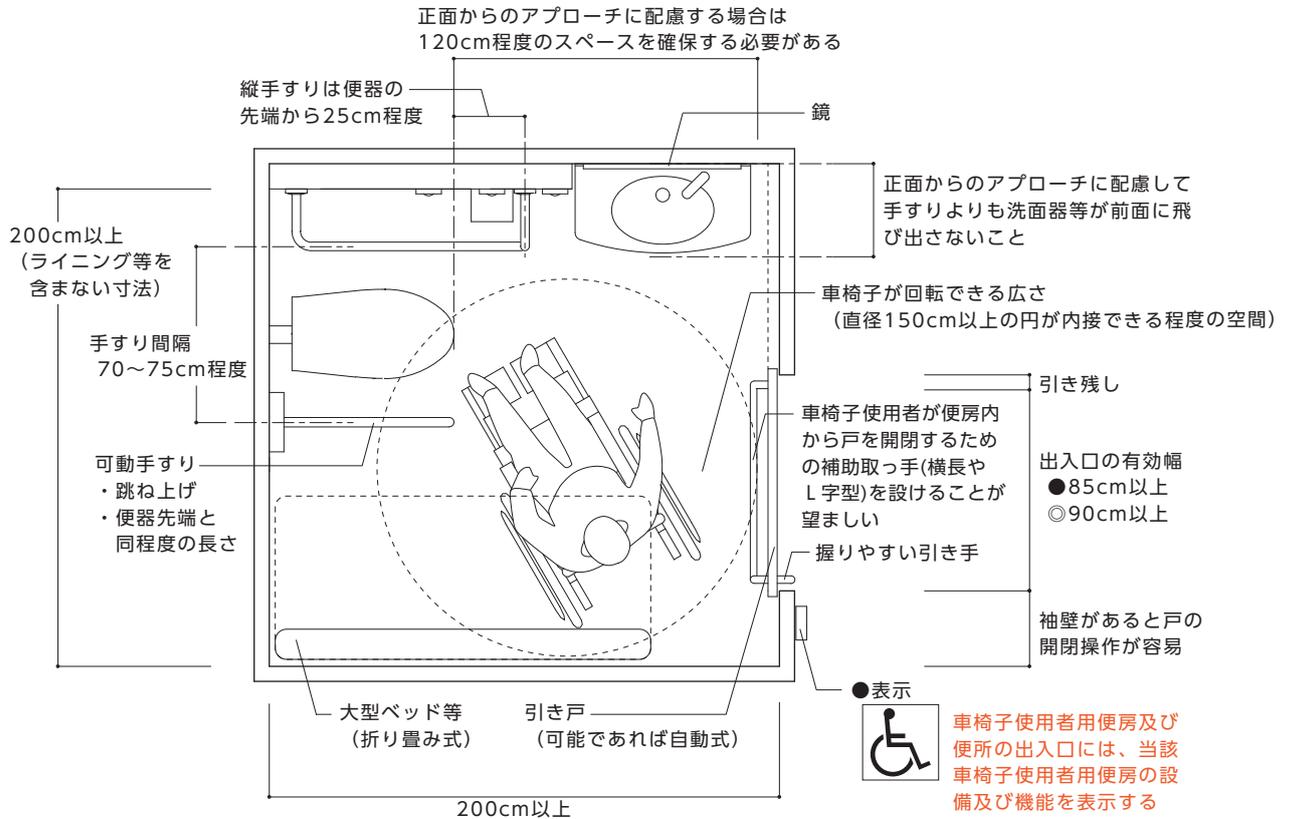
車椅子使用者用便房及び便所の出入口には、当該車椅子使用者用便房の設備及び機能を表示する
オストメイト用汚物流しを設けた場合は、その旨も表示する

【図11.2】 オストメイト用汚物流しの例

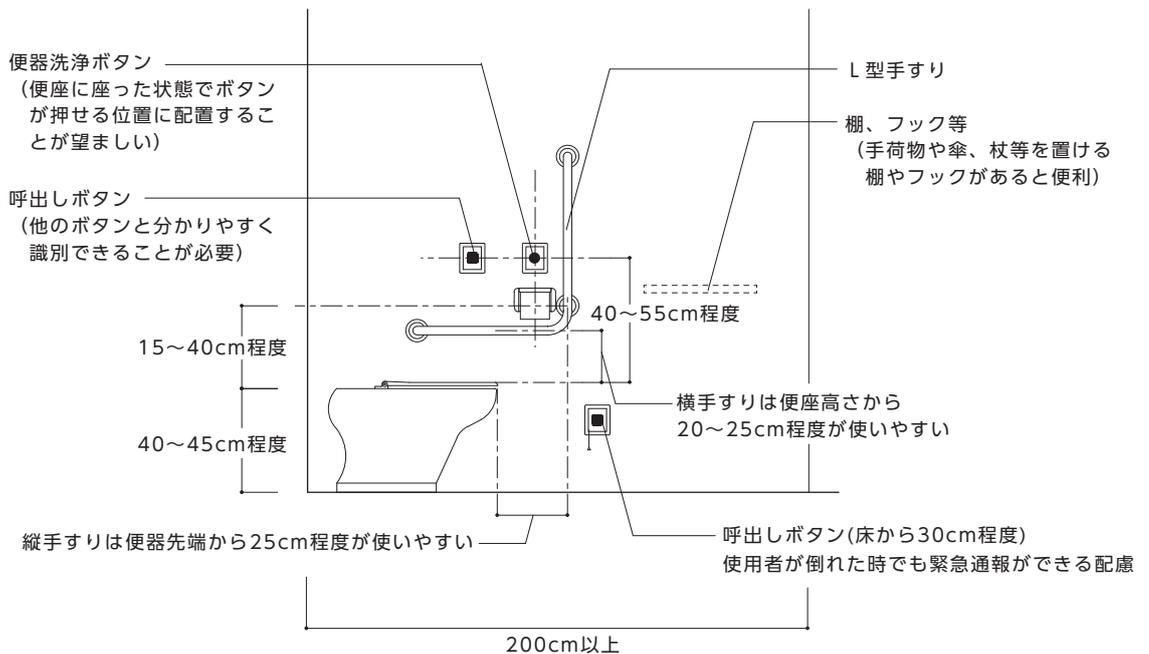


《 参 考 図 》

【図11.3】 車椅子使用者用便房の例（内法200cm×200cm以上の場合）



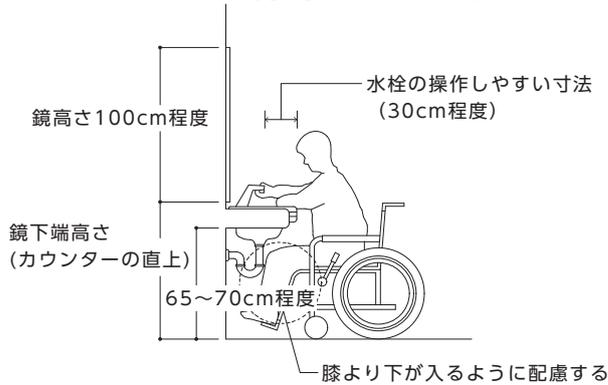
【図11.4】 ボタンの配置例



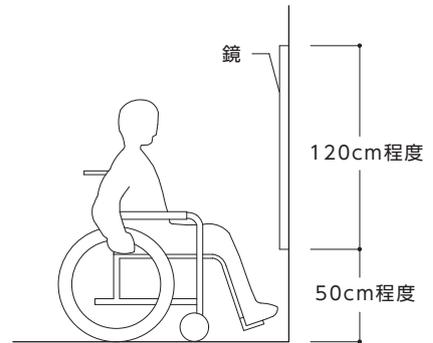
※ペーパーホルダー、便器洗浄ボタン、呼出しボタンはJIS S 0026参照

《 参 考 図 》

【図11.5】 車椅子使用者が
利用しやすい洗面台

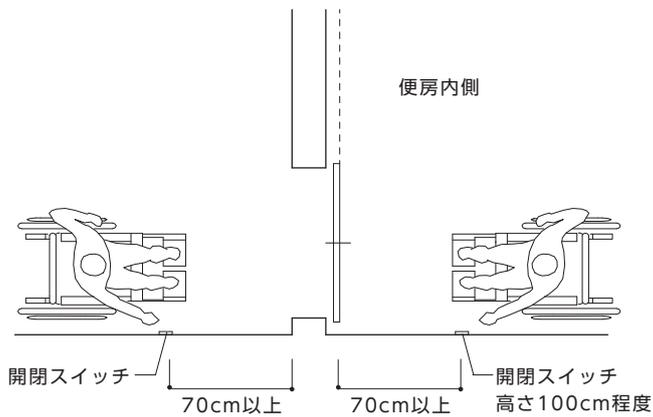


【図11.6】 便房内の身づくろい用
鏡の高さの例

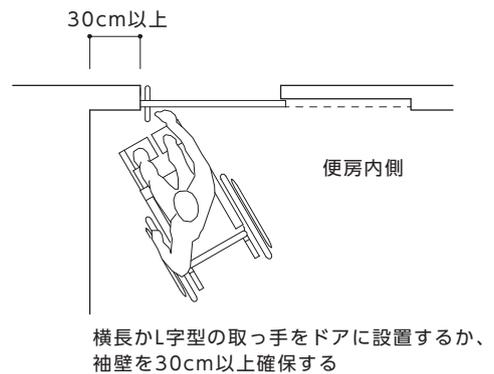


【図11.7】 開閉ボタンや扉の取っ手の設置位置

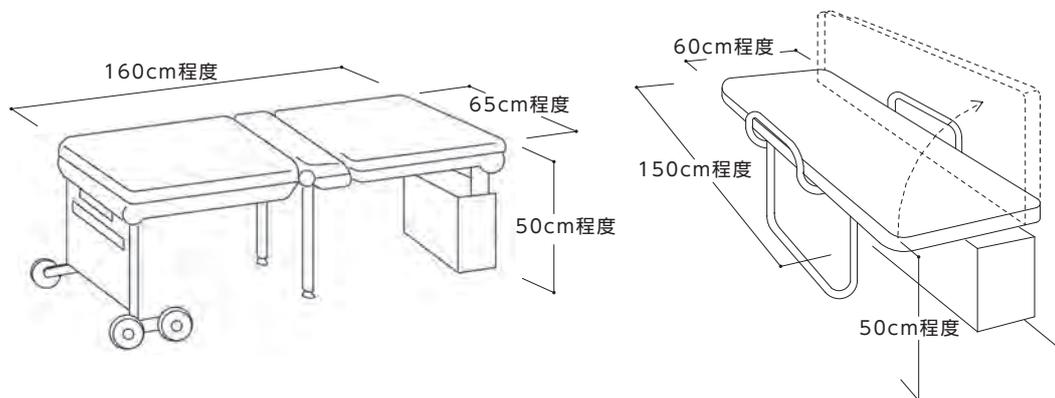
■自動ドア（引き戸）の場合



■手動ドア（引き戸）の場合

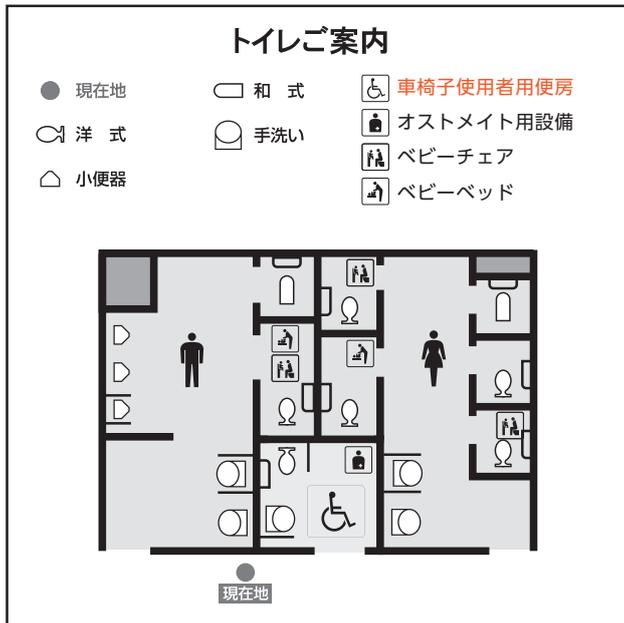


【図11.8】 折り畳み式大型ベッドの例（幼児～大人まで：折り畳み収納型）



《 参 考 図 》

【図11.9】 視覚障がい者に配慮した便所の案内板の例



・触知案内図はJIS T 0922 に準じる。

町田市福祉のまちづくり総合推進条例整備基準等マニュアル

－ 道路・公園・公共交通施設・路外駐車場 －

2010年（平成22年） 10月 初版 発行
2016年（平成28年） 3月 第2版 発行
2021年（令和 3年） 3月 第3版 発行
2023年（令和 5年） 3月 （追補版）発行

編集・発行 町田市地域福祉部福祉総務課
〒194-8520
町田市森野二丁目2番22号
電話 042-724-2133
FAX 050-3101-0928

刊行物番号 22-70
編集作業 株式会社アークポイント
表紙デザイン アトリエまあん
